

～みなさんの手で、加東市をより元気なまちに～
まちづくり活動を募集します!!

地域の活性化や、市民のみなさんと行政との協働のまちづくりを推進するため、市内で取り組むまちづくり活動に補助金を交付し、その活動を支援します。

	一般コース	スタート応援コース	テーマ解決コース
対象活動	市内で行う、市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動又は地域コミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図られる広域的なもの		市が定めたテーマに基づいて行う活動のうち地域の活性化が図られる広域的なもの
補助率	対象経費の60%	対象経費の100% (3年目は80%)	対象経費の100%
補助上限額 (予算の範囲内)	20万円		30万円

※応募できるのは、1コースのみです。
※活動は、令和5年度中に完了するものとします。
※営利目的の活動、政治または宗教を普及する活動、反社会的な活動、国・県・市および他の団体から補助金を受ける活動は対象外です。
※各コースには、それぞれ要件がありますので、応募前に人権協働課にお問い合わせください。

★「テーマ解決コース」のテーマ ★

- 1** 人口の維持・増加または交流人口の増加・加東市の知名度アップにつながる活動
例 市外の方への就農体験、加東の歴史・名所を巡るツアーなど
- 2** 男女共同参画や女性活躍の推進につながる活動
例 女性の起業支援や男性料理教室など
- 3** 国際交流や多文化共生の実現につながる活動
例 外国人住民への日本語教室、外国語版加東観光マップなど

対 下記のA～Cの全てに該当する団体

- A 市内に活動拠点があること。
B 代表者が加東市民であること。
C 構成員の半数以上が加東市民であること。

申 必要書類を人権協働課に持参

※必要書類は、人権協働課、市立公民館などにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

期 5月26日(金)

◎注意事項

- 「スタート応援コース」は、設立後3年以内の団体に限ります。
□応募された活動内容は、「加東市まちづくり活動認定審査会」で口頭説明していただきます。補助金の交付の可否は、この審査会で審査のうえ決定します。
※審査会の日程は、応募団体に直接お知らせします。

問 市民協働部人権協働課(庁舎1階) ☎43-0544

令和5年度市税・国民健康保険税の納期限

問 総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0398

	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
軽自動車税(種別割)	5/31(水)								
固定資産税・都市計画税		5/31(水)	7/31(月)	10/2(月)	11/30(木)				
市民税・県民税 ※普通徴収		6/30(金)	8/31(木)	10/31(火)	12/25(月)				
国民健康保険税		7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)	10/31(火)	11/30(木)	12/25(月)	1/31(水)	2/29(木)

★固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月1日(月)にお送りする予定です。

納付方法等
詳細はこちら



軽自動車税(種別割)
減免制度

◎身体障害者等減免

手帳等の交付を受けている方が、通学、通院、通所等、日常生活のために使用する車両について、一定の要件を満たす場合に、軽自動車税(種別割)を減免する制度です。

※ 手帳等の交付を受けている方で、下記の①、②の両方に該当する方

① 車両が次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 手帳等の交付を受けている方が所有している
B 手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方が所有している

② 運転者が次のC～Eのいずれかに該当する方

- C 手帳等の交付を受けている
D 手帳等の交付を受けている方と生計を同じくしている
E 手帳等の交付を受けている方を常時介護している
※世帯内に運転できる人がいない場合は、世帯の全員が手帳等の交付を受けている場合に限り、運転者が世帯に属していない方であっても、減免を受けることができます。

※ □軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用)
※税務課窓口または市ホームページからダウンロードできます。

□手帳等の写し □自動車検査証の写し

□運転免許証の写し

□納税義務者の個人番号が確認できる書類

例 マイナンバーカード、個人番号通知書

※運転者が世帯に属していない場合は、別途書類が必要です。事前に税務課にご相談ください。

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を4月1日時点で所有されている方に課税します。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(以下、「手帳等」といいます。)の交付を受けている方は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

◎構造減免

障害のある方が利用するための機能や設備を備えた車両(車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等)について、軽自動車税(種別割)を減免する制度です。

※ 障害のある方が利用するための構造を持つ車両の納税義務者

※ □軽自動車税減免申請書(構造減免用)

□自動車検査証の写し

□構造変更の内容を確認できるもの

※自動車検査証で確認できる場合は不要です。

□納税義務者の個人番号が確認できる書類

〈注意事項〉

令和4年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けた車両は、令和5年度も引き続き減免が適用されます。ただし、次の場合は、改めて申請が必要です。

□車両の名義を変更した場合

□異なる車両(新規購入を含む)で減免を受ける場合

□身体障害者等減免について、運転者や障害者の変更がある場合

申 必要書類を税務課に郵送または持参

期 5月31日(水) ※必着

問 総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0397

〒673-1493 加東市社50

納期限は5月31日(水)
自動車税(種別割)

パソコンやスマートフォンを利用して、自宅からでも納付が可能です。納期限までにお忘れなく！

問 兵庫県加東県税事務所 ☎42-9331



補聴器は 早めの使用が
おすすめ!

補聴器貸出体験コース

ご購入前にご自宅や日常生活の中でお試しいただくことができます! ご検討の際はぜひご利用ください。

定額レンタルサービス

初期費用無料、月々定額で調整・修理費用等込み、気軽に補聴器をお使い頂ける補聴器定額レンタルサービスです。

お気軽にご相談ください!



早期装用の
メリット

早めのほうが補聴器になじみやすい!

聞き取りを良い状態に保ちやすい!

聞こえにくい状態を放置すると聞き取りの力が低下することも。聞こえにくさを感じたら、早めに補聴器の使用をご検討ください。

補聴器専門店
補聴器センター

めいりょう

やしろBio店 加東市社1126-1 イオン社Bio2階
TEL:0795-42-7500 FAX:050-6860-5285



広告

ーあなたの町の住まいの便利屋さんー

屋内工事 / 屋外工事 / 機器取替
小さな工事から大きな工事まで
家の事なら、なんでもおまかせください!

リフォーム加東 TEL0795-42-3590
加東市社 353-3

鉄くず 現金高価買取中
電線くず ステンレス アルミくず バッテリー 他
一般持込大歓迎
アルミ缶、ペットボトル、菌箱、プラスチックバレット
等も買取又は無料処分できます。
加東リサイクルセンター 関電灘東交差点左折
加東市上海野 1418-1 TEL 0795-27-8540 加東リサイクルセンター 検索

広告